

福祉文教常任委員会会議録

令和6年3月22日

忠岡町議会

忠岡町議会福祉文教常任委員会会議録

日 時 令和6年3月22日（月）午後1時00分開会

場 所 委員会室

1. 出席委員

福祉文教常任委員会委員長	前川 和也
〃 副委員長	二家本英生
〃 委員	小島みゆき
〃 委員	三宅 良矢
〃 委員	尾崎 孝子
〃 委員	河野 隆子
議長（オブザーバー）	北村 孝

1. 欠席委員

なし

1. 出席理事者

町 長	杉原 健士	副 町 長	井上 智宏
教 育 長	富本 正昭	町長公室長	立花 武彦
秘書人事課長	中定 昭博	財政課長	岩佐 式人
健康福祉部長	泉元 喜則	地域福祉課長	藤原 直臣
高齢介護課長	武藤 優子	保険課長	泉 亜希
健康こども課長	谷野 彰俊	教育部長	二重 幸生
教育部理事兼学校教育課長		教育みらい課長	森野 英三
	石本 秀樹		
学校教育課参事	三好 泰隆	学校教育課参事	村田 真隆

1. 本議会の職員

事務局長	柏原 憲一
主 査	酒井 宇紀

委員長（前川和也議員）

お疲れさまです。

先ほどの本会議に引き続いて、ただいまより福祉文教常任委員会を開会したいと思います。

（「午後1時00分」開会）

委員長（前川和也議員）

なお、本日の会議は傍聴を許可しておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長（前川和也議員）

そして、本日の出席委員は、全員ですので、委員会は成立いたしております。

委員長（前川和也議員）

開会に先立ちまして、町長よりご挨拶を頂きます。

町長（杉原健士町長）

午前中に引き続きご苦勞さんでございませう。出している議案、いろいろ審議あると思ひますけれども、慎重にご審議いただきまして、またご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

委員長（前川和也議員）

先ほど開催されておりました本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案4件の審査を行います。

それでは、これより議事に入りますので、議案書に基づき議事を進めてまいります。

委員長（前川和也議員）

議案第20号 忠岡町教育長の任命についてを、担当課より説明を求めます。

教育みらい課（森野英三部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

森野課長。

教育みらい課（森野英三部長）

それでは、議案書1ページよろしくお願いいたします。議案第20号、忠岡町教育長の任命についてご説明いたします。

本件は、忠岡町教育長を選任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第

4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。本町教育長、富本正昭氏が令和6年3月31日をもって退任することに伴い、後任として同年4月1日から谷野栄二氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

お手元の議案第20号教育みらい課資料をご覧くださいませようお願いします。同氏は、平成5年4月に忠岡町に採用され、建設課長、住民部長などの要職を歴任され、通算31年にわたる行政経験を有し、人格、識見ともに優れ、適任者と思われまます。記載が漏れております、すみません。任期は3年間でございまして、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとなっております。

説明は以上でございます。ご賛同賜りますよう、よろしく願いいたします。

また、ここで教育長候補者の谷野氏より所信表明がございませます。

住民部（谷野栄二部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

谷野さん。

住民部（谷野栄二部長）

忠岡町教育長の任命につきまして、皆様のご同意を頂くことができ、教育長に就任した場合の所信を述べさせていただきます。

平成27年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行されたのを受けまして、本町の教育行政について協議、調整をする場である忠岡町総合教育会議が設置をされ、教育の目標や施策の根本的な方針となる忠岡町教育大綱が策定をされております。この先は、その教育大綱を十分に踏まえるとともに、富本教育長が行ってこられた忠岡町の教育行政をしっかりと引き継ぎ、本町教育の充実・発展のため誠心誠意努めてまいりたいと決意をしておりますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

委員長（前川和也議員）

所信表明がございませました。それでは、この所信表明に対してご質疑をお受けしたいと思ひます。いかがでございませしょうか。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

今、谷野さんですか、から所信表明をお聞きしませましたけど、ちょっと所信表明に対してでなくて、この議案に対しての質問になりますけれども。

委員長（前川和也議員）

はい、どうぞ。

委員（河野隆子議員）

先ほどの本会議場でね、是枝議員からの質疑もありまして、富本教育長がなぜ再任でないのかと、再任されないのかということについては、町長からのご答弁があったところがあります。

そこで、まず1つは、勝元議員が聞いておられましたけど、第4条のところね。私もちよっとそこから調べたわけなんですけども、この中で何点かね、この第4条の中に人格が高潔でとか、教育行政に関し識見を有する者のうちからとか書いてあるんですけども、任命は町長ですので、町長はこの中でどの部分が該当するであろうというふうに認識されたんでしょうか。

町長（杉原健士町長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

町長。

町長（杉原健士町長）

教育行政に識見を有する者とその中にもありますように、教育委員会の事務局や教育委員の経験を有する者に限るものではなくですね、行政の法規や組織のマネジメントに識見があるなど教育行政を行う辺りの必要な資質を備えていれば、幅広く該当するものであるというところもありますので、その広く人材を求めるという意味で、本町の谷野君を我々といたしましても人格的にも大丈夫やというところで任命させていただきました。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

幅広く見られて該当するという人材ですね、ちょっと私たちが好まない言葉なんですけど、人材という言葉は今町長はお使いになりました。やはり教育行政と一般行政というものは違いますし、ちょっと気になったのが、町長の先ほどの議会の中でですね、組織全体でやっていくと。ワンチームであってというところなんですけども、その教育行政、一般行政は別々のものでありますけど、このワンチームという意味合いというものはどういった意味合いなんんでしょうか。

町長（杉原健士町長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

町長。

町長（杉原健士町長）

周りには取り巻く職員さんもおもしろし、教育委員の皆様もおもしろしますので、教育全般をしっかりと皆さんで守っていくということでございます。

以上です。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

町長は選挙で選ばれた方ですので、政治家であります。そういった政治家であって、教育行政という中でですね、政治が介入するということはしてはいけないというふうに考えております。町長はそこら辺はどういったこれから、協力ですね、協力はされていくのでしょうか。どういった意味合いがありますでしょうか。

委員長（前川和也議員）

町長。

町長（杉原健士町長）

組織としては全く違うものですから、外からしっかりと教育は教育、私は町を預かるものとして外から見るという形でございます。意見そのもの自体は、教育委員会に対してはできるものではないと認識しております。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

政治が介入するというか、行政が介入するというところは、やっぱり整備であったりとかね。例えば教室にクーラーをつけたりであったりとか、そういった整備のところはもちろん協力もしていただきたいし、支えると、そういった意味では大事なことだというふうに思うんですが、今、町長、介入するものではないと、口出しはしないとしたことでおっしゃいました。そこは間違いないでしょうか。もう一度確認であります。

委員長（前川和也議員）

町長、求められておりますが。

町長（杉原健士町長）

当然です、はい。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

私たちの会派としてはですね、やはり教育長でありますから、教育者、富本教育長が忠岡中学の校長先生されていて、初めて教育長になられたということで、教育者の方がなったということで非常に良かったというふうに、その当時、私たちも感じました。やはり教育者であるからこそ、子どもたちのね。今度の方が人格がどうかいうのではなくてね、やっぱり教育者である上に、今まで不登校であった子どもたちの適応指導教室を外部につくっていただいたりとか、こども園は公立で残していただいたり、そういったこともあって、やはり教育者が教育長になるのがふさわしいのではないかというふうに思います。これは意見でございますけど。そこら辺で、町長、最後に一言お願いしたいというふうに思います。

委員長（前川和也議員）

町長。

町長（杉原健士町長）

繰り返しの答弁になりますけれども、組織である以上、我々今回はですね、人格、特に谷野さんを私自身はやっぱり組織マネジメントもあるということで、こういうふうに議案を提出させていただきました。

以上です。

委員長（前川和也議員）

他にいかがでございますでしょうか。

委員（二家本英生議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

副委員長。

委員（二家本英生議員）

1点だけ確認したいところがあるんですけども、教育長の任命ということで、この3月の議会ぎりぎりに教育長の任命の議案が上がってきた、その理由について教えていただきたいと思います。

委員長（前川和也議員）

求められておりますが、町長。

町長（杉原健士町長）

ぎりぎりというか、いつもこういうときの3月議会だと認識してますが。

委員長（前川和也議員）

副委員長。

委員（二家本英生議員）

3月議会のこの時期と言うんですけど、それであれば、もっと3月議会の一番最初の段階で議案として上げていただいてというのもあるんですけども。

あと、やっぱり教育長って、教育行政に関して一番大事なところなので、今回、現在の富本教育長のほうが退任されるということで話があったということなんですけども、それがいつ頃、話があって、その後任の方の選任についてどれぐらいの期間を設けて探してたか、その確認をお願いしたいんですけども。

委員長（前川和也議員）

町長。

町長（杉原健士町長）

退任、記憶に残っているところでは、口頭ではございますけれども、年をまたいで去年の秋頃だったかなと記憶しているところではございます。その辺から、今3月の人事に向けてですね、絶えず考えながら絞り込んでいったということでございます。

委員長（前川和也議員）

副委員長。

委員（二家本英生議員）

そうしますと、昨年秋ぐらいからということで、その後任について、やっぱり先ほど河野委員もおっしゃってるとおり、教育関係者が一番適任ではないかと思うんですけども、そういった方も中心にして当初は探してらっしゃったんですか。

委員長（前川和也議員）

町長。

町長（杉原健士町長）

いろいろ各方面から考えておりました。

委員長（前川和也議員）

他にいかがでしょうか。三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

町長にお伺いいたします。町長の教育行政についての見識を、今回の人選と踏まえて教えていただきたいと思いますが、よろしくお伺いいたします。

委員長（前川和也議員）

町長。

町長（杉原健士町長）

それは当然のことでございます。教育というものはですね、しっかりと、行政だけでできることではございません。いろんなところがありますので、いろいろな角度からしっかりと見識の中で、子どもの学びの支援、家庭の、地域のこと、いろいろありますけれども、全てのことで今、学校教育だけじゃなしに、就学前教育、いろんな問題に関しまして、いろんなところでやっていただかなければならない。また、これから少子・高齢化に

おいても非常に重要なポイントであるというのは認識しておるところでございます。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

すみません、ちょっとあまり伝わってこなかったのです。教育部局にちょっとお伺いいたしますが、今回谷野氏が、この推薦するに当たって、ある程度谷野氏のこれまでの教育並びに例えば児童福祉の部分でもいいと思うんですが、実践としてどのようなことをなされてきたのか。公的な、いわばパブリックな部分とちょっとプライベートな部分にも分けてあれば、教えていただきたいと思いますが、具体的にあれば教えていただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

委員長（前川和也議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

谷野氏が、ごめんなさい、もう1回ちょっと。

委員（三宅良矢議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

例えばですけど、公的な部分で言えば、福祉の子どもの関係で関係したとか、すみません、公的な職務として何らか関わってきたのかというところと、そしてあと私的に、例えばですけど、自分の子どもがおって、PTAの会長をやったとか、例えば自分の子どもが、よくあるのが障がいを持って差別されてきたので、そこに対してこうなんだというその思いというか、原点というか、そういうものを強く何か訴えかける何かというのが僕は必要やと思うんですが、何かそのような実践をお持ちなのかどうかというところをお聞きしたいと思って質問しました。

教育部（二重幸生部長）

はい。

委員長（前川和也議員）

部長。

教育部（二重幸生部長）

すみません、ちょっとその辺りに関しましては、私どもは把握できておりませんので、申し訳ないんですが、答弁はできかねますので、よろしく願いします。

委員長（前川和也議員）

三宅委員、その点は候補者本人から答弁を。

委員（三宅良矢議員）

今聞いても。はい。

委員長（前川和也議員）

谷野予定者。

住民部（谷野栄二部長）

すみません、お許しいただきましたので、少しお話をさせていただきたいと思います。

まず、私的な面につきましてですけれども、私も忠岡町で長く暮らしてまいりまして、まず私の個人的なことではございますけれども、私の子ども2人がまず忠岡保育所にお世話になっておりまして、たしか10年以上ですかね、忠岡町のつぼみの会という父兄の会の役員もさせていただきました。そこで、職員の皆様とも私的な方面からのつながりも多くあり、地域の行事ですね、つぼみの会としての行事にも積極的に携わってきたという経験がございます。

次、小学校に上がりまして、これもPTA活動にも一応役員として何年か携わりまして、これは父兄という立場で学校教職員の皆様と意見交換をしたりですね、学校施設の点検をしたりといったような活動もしてまいりました。

その後、中学校に入りましてからは少年団ですね。少年団はいろいろな祭り関係もありますし、少年団独自の活動もあります。そうしたところにも役員として携わってまいりましたので、忠岡町のこの教育行政というものは、私自身よく理解をしているつもりでございます。

それと、一方ですね、行政面に関しましては、私は平成5年に入庁いたしましたけれども、組織が小さかったので、建設課に所属はしておりましたけれども、入庁直後から教育施設の整備に携わってまいりました。多くの改修また新設を行ってきております。

中でも印象に残っておりますのは、〇ー157で食中毒被害が出たときに、本町の忠岡小学校、東忠岡小学校、こちらの給食室の改修に保健所に行ったりとかして携わったことが思い出されますし、阪神・淡路大震災を受けまして耐震化事業ですね。本町も昭和56年以前の旧耐震の建物が多くございましたので、子どもたちの生命、また町の財産を守るためにですね、そうした耐震事業であったりとか、そうした事業に携わってまいりました。

また、直近ではですね、途中からでありましたけれども、町民運動場ですね。ここも教育施設になります。ここも途中からですが、改修事業、設計を初め携わってきたところもございます。

ですから、教育自身をしたことはありませんけれども、教育者ではありませんが、教育行政という面に関しましては、一定長い期間携わってきたというところで、一定理解もしているつもりですし、一定の実績もあるというふうには思っておるところでございます。

委員長（前川和也議員）

他にいかがでしょうか。尾崎委員、どうぞ。

委員（尾崎孝子議員）

すみません、谷野さんでよろしいんですかね。今後、教育畑ではないそうですが、教育長としてこれから3年間携わっていく場合、どのような思いで携わっていかれますでしょうか、お聞かせください。

住民部（谷野栄二部長）

委員長、すみません。

委員長（前川和也議員）

谷野候補者。

住民部（谷野栄二部長）

今、教育委員会制度につきましては、お話を伺いましてから猛勉強しております。まず、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ということは今勉強しているところでございまして、まず教育委員会は、地方自治法第180条の5に基づき設置された、首長から独立した地位、権限を有する行政委員会、そしてその趣旨には政治的中立性や継続性、安定性を確保すること、また地域住民の意向を反映することが含まれておるというところもですね、今ちょっと学んでいるところでございます。

就任をして、まず行っていくのは、今まで富本教育長が先進的な教育の取組もなされてきておりますし、まずはそれをしっかりと引き継ぐこと。そして、それを自分なりに分析をしながら前に進めていけたらいいなというふうには思っているところでございます。

もう1点は、今までこれまでも議会の中でいろいろ議論されておりますけども、事業系ですね。来年度は屋内運動場の空調の事業もございまして。また、防犯カメラ等の事業もございまして。そうしたところも、これまでの経験を生かしながら、しっかりと住民、生徒のためになるような施設づくりというものには一定関わって取り組んでまいりたいというふうに思っているところでございます。

委員長（前川和也議員）

尾崎委員。

委員（尾崎孝子議員）

ありがとうございます。すごく今勉強されているということで、熱心に考えられてるということで、いいことだと思うんですけども、私も親として教育委員会にはお世話になっておりました。できれば、現場ですね、教育者としての考え方ではなくて、現場の人にどれだけ目を向けていただけるか。私はそれを期待したいんですが、町長がチームとして一丸となってという言葉があったと思うんですが、それは教育委員会の方が行政とは別で、別のものですものね、教育委員会は。独立してるもので、その独立した教育委員会のメンバーの中でチーム一丸となってやっていただけると私は思ったんですが、それはいかがでしょうか。

委員長（前川和也議員）

町長。

町長（杉原健士町長）

当然そういうことでございます。

委員長（前川和也議員）

尾崎委員。

委員（尾崎孝子議員）

聞かせていただいてありがとうございます。

谷野さんにちょっとお聞かせいただきたいんですが、教育者としてこれから頑張っていくかと思うんですが、周りの人にも助けてもらうというんですか、チームとして頑張っていくだけなのか、ちょっと私は期待してるんですけど、そちらのほうはいかがでしょうか。

委員長（前川和也議員）

谷野予定者。

住民部（谷野栄二部長）

一応教育長としての立場もあろうかと思えますけども、先ほど言いましたように、私、保育所の時代から学校PTAであったりとか、そういう地域活動にも参加した経験もございますし、多くの友人、知人もおられます。そうしたところの声も聞きながら、この教育行政に反映、また生かしていけるころがあればというふうに思っておりますので、それにつきましても今後研さんして進めてまいりますので、よろしく願い申し上げます。

委員長（前川和也議員）

尾崎委員。

委員（尾崎孝子議員）

ありがとうございます。期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長（前川和也議員）

他にいかがでございましょうか。三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

谷野氏にお伺いいたします。教育長として教育の問題ですね。今、町内での、まあまあ町内だけじゃなく日本の問題とも言えるとは思いますが、それをどう考えて、どう向き合っていくかと。要は現場を束ねて、目を配って、そういう責務を負うわけですね。そこについてのお考えとかを、できたら資料を見ずに、今、思いのほうをしっかりとこっちへ向かって言っていただけたらうれしいなと思うんですけど。

委員長（前川和也議員）

谷野候補者。

住民部（谷野栄二部長）

まずは、総合教育会議ですね。平成27年度に新しい新教育委員会制度ができて、新しい教育委員会の制度の在り方というものがスタートしたわけですが、これは教育を担う教育委員会、また予算等の権限を持つ首長部局、そこが話し合って、忠岡町の子どもたち、児童のために良い方向性を導き出していき、そうしたものを話し合う会議なんですが、こうした機会を利用しながらですね、町長はワンチームとおっしゃいましたが、忠岡町として教育のあるべき姿、こういったものを追求していけたらなというふうには思っているところでございます。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

ちょっと抽象的過ぎて、具体的にこういう課題を、忠岡だからこう解決していかないといけないよね、だから僕は教育長としてこのように取り組んで、町をこう変えていっていただけなんだという強いリーダーシップというか、その辺りをもう少し具体的に教えていただきたいなと思うんですが。

委員長（前川和也議員）

谷野候補者。

住民部（谷野栄二部長）

一応、今現在ある課題であったりとか、取り組まれてる内容につきましては、一定説明は私、聞かせていただいておりますが、それをですね、その施策推進するところまでまだ正直至っておらないところでありますので、皆様にご同意いただいた後、教育長になったということで、そこからそうした今後の課題であったりとか政策であったりとか、そういうところは調査研究してまいりたいというふうに考えております。

申し訳ないですけど、現時点では、ある課題についてこうしようという思いは、そこまではちょっとまだ持ち合わせてないというところで、ご理解お願いいたします。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

あとは、今回同意する、仮にしたとして、選ばれたとして、一番伝えないといけないのは、僕は住民の方にやと思うんです。住民の方に対するアピールポイントとして、町としては、全体なのか個別か、どういう形か分かんないですけど、どのようにアピールポイントを考えておられますか。

委員長（前川和也議員）

谷野候補者。

住民部（谷野栄二部長）

私は、これまで行政を推進する基礎となる計画であったりとか事業であったりとか、そ

ういうものに多く携わってまいりました。そうした計画とか事業を進めるその手法であったりとか、進める推進力ですね、これにつきましては一定経験を持ち合わせておるといふふうに思っております。その経験というものは、この教育委員会においても活かしていただけるのではないかというふうにも思っているところでございます。

ですから、今どういった課題があるのか、どういった目標があるのか、そのところは今後早急に把握をしながら、そうしたものをしっかりと計画をつくって、議員の皆様とも相談をさせていただきながら前に進めていくといたしますかね、そうしたところを考えているところでございます。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

あと、先ほど二家本委員が質問された中で、令和5年の秋頃に富本教育長が、今回、強い申し出があったということをお聞きして、それから谷野氏がこの話を頂いたのは大体いつ頃やったんですか。

委員長（前川和也議員）

谷野候補者。

住民部（谷野栄二部長）

ちょっと私からは申し上げにくいんですけども、年末年始であったかというふうに思います。

委員（三宅良矢議員）

結構です。以上です。

委員長（前川和也議員）

他にいかがでしょうか。

（進行を二家本副委員長と交代）

副委員長（二家本英生議員）

委員長から質問があるので、委員長職を代わります。前川委員長。

委員（前川和也議員）

もう委員からは出尽くしたようなので、最後に私、聞かさせていただきたいと思いません。

確かに教育行政というのは一般行政と違って、中立性でありますとか独立性であるといふところが求められるといふところで、これを重んじるがばかりにですね、閉鎖的に陥りやすいと。「教育村」といふような表現でたびたびなされますけども、そういった部分もありますので、決して教育畑を歩んでおられない方、教育畑ではない方がそこに行かれるといふことは、新しい風を入れるといふか、血を入れるといふか、そういう意味でも大事なかなといふふうに思っています。

現教育長の富本教育長におかれましてはですね、そういう閉鎖的にならないように非常にバランス感覚を持って教育行政を執行されていたというふうには認識をしておりますけれども、日本全体の問題としてですね、教育行政は閉鎖的に陥りやすいというところがまず1つ挙げられます。その点で、まさにこの資料を見ますと、技術畑ですよね。技術畑、ほんとに建築分野を歩まれてる谷野さんがそういったことにチャレンジされると、挑戦されるということは、非常にそういう部分も意味はあるのかなというふうに思っております。

で、地教法のお話も出ておりました。新教育長ですね、新教育長の任命等というところについて、町長の冒頭の答弁でもあったかと思えます。教育長は教育行政に識見を有する者のうちから任命するというふうにありますけれども、この新しい地教法が運営されるに当たってですね、留意事項として文科省より通達が出ております。

その内容は、任命することに当たり、教育委員会の事務局とか教職員の経験があるに限らず、行政法規や組織マネジメントに識見があるなど教育行政を行うに当たり必要な資質を備えていれば幅広く該当するということが文科省より通達されております。まさにこの部分が該当するのかなというふうにも思っております。

で、私がお伺いしたいのは、谷野候補者がこれまでの教育以外の分野を歩んでこられて、技術畑というところで、そこで培った経験なり知識をどういうふうに教育行政に活かしていくのかと、どういうふうに教育行政をマネジメントしていくのかという点についてお伺いしたいというふうに思います。

副委員長（二家本英生議員）

谷野さん。

住民部（谷野栄二部長）

これまでもちょっと答弁させていただきましたけれども、課題であったりとか目標であったりとかというところは、これまで富本教育長が行われてきた、まずは本町の教育行政というものをしっかりと引き継ぎ、前に進めていくというところが、まず大事かと思えます。

その中で、これまで行政計画ですね、それから行政の事業、そうしたもののプランを立てたりとか、いろんな方のご意見を聞きながら取りまとめてきた、そうしたような事業を進めていくような、そうした経験を活かしていきながら、それが本町の教育行政の発展につながればいいなというふうには思っているところでございます。

委員（前川和也議員）

はい。

副委員長（二家本英生議員）

前川委員長。

委員（前川和也議員）

まさにですね、そういう今の富本教育長からそういった部分をご指導いただきながら、

そしてまたパイプについてもお話があったと思いますが、パイプもやはり長年かけて富本教育長も築かれた部分もあると思いますので、そういったパイプの部分についても引き継ぎでありますとか、また託してもらえるようにですね、谷野予定者におかれましても積極的にパイプの構築において努力していただきたいなというふうに思いまして、私からの質疑とさせていただきます。終了とさせていただきます。

副委員長（二家本英生議員）

前川委員長の質疑が終わりましたので、委員長職を代わります。

（進行を前川委員長に戻す）

委員長（前川和也議員）

質疑はいかがでしょうか。

（なし）

委員長（前川和也議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

続きまして、討論を行います。討論はありますでしょうか。

委員（三宅良矢議員）

委員長、休憩。

委員長（前川和也議員）

休憩動議が上がりましたが、どうでしょうか、皆さん。いいですか。

では、再開は45分で再開いたします。一旦休憩です。

（「午後1時35分」休憩）

委員長（前川和也議員）

それでは、再開いたします。

（「午後1時45分」再開）

委員長（前川和也議員）

討論を行います。討論はありますでしょうか。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

反対討論ですね。

委員（河野隆子議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

はい、どうぞ、河野委員。

委員（河野隆子議員）

この議案20号、忠岡町教育長の任命についてであります。先ほど質問もさせていただいたところでありますけれども、教育長というのは教育行政のトップでありまして、やはり教育者の経験を積んでこられた方が適任であり、ふさわしいというふうに考えます。先ほど町長からの答弁でも、ワンチームということで私が質問させていただいたところで、教育委員会などに自分の意見を言うようなことはないというふうにはおっしゃっていただきましたけれども、やはり教育者の経験を積んだ方がトップになられるということで、やはりそういった一般行政の介入とか、そういうことがないようにとできるのではないかと、いうふうに思います。

そういったことで教育行政の独立性が保てるものというふうに考えておりますので、この議案に関しては反対をさせていただきます。

委員長（前川和也議員）

次に、賛成討論はありますでしょうか。尾崎委員。

委員（尾崎孝子議員）

はい。賛成のほうで言わせていただきます。

谷野さんとお話をさせていただき、マネジメントができるという経験がおありということと、地元で長らく子どもたち、親御さんと接した経験があるということ、そういうことから、教育経験者の方とはまた違う目線で私たち親や子どもたちのことを見ていただけたと思いますので、教育の経験者の方でなければならないということはないと思います。谷野さんの人柄というか、お話をされてるのを、今日はちょっと緊張されてるようなのであれなんですけども、ふだんのお話を聞かれてたら、すごく熱い思いがある方やと思いますので、ぜひ教育長として期待しておりますので、私の賛成討論の言葉にさせていただきます。

委員長（前川和也議員）

他に討論はございませんでしょうか。反対討論。はい。

委員（三宅良矢議員）

無所属の会、三宅良矢、反対討論をさせていただきます。

大きなポイントは、今、委員会の中におきまして、要は教育に対する認識、思いですね、ハード面的なところは伝わってきます。整備の実績等は伝わってきますが、どうしてもそのソフトですね。対子ども、対教師、対地域等に対する思いなり、その心から危機感ですね。そういったものがなかなか言葉で伝わってこず、最終的にやはり大きな反対するポイントになったのが、話があったのが、この年末年始頃と。それから約2か月半あったのに、教育についてまだ勉強中ですと。施策についてはこれからまだ考えていきますという中、そのような形でやはりここに臨みはったというのが、どうしてもそこが得心全くないかないので、厳しいことを言わせていただきますが、そのような理由で反対させて

いただきます。

以上です。

委員長（前川和也議員）

次に、賛成討論はありますでしょうか。小島委員。

委員（小島みゆき議員）

私、谷野さんはこれまで職務に対して真摯に向き合われていたんじゃないかなというふうに思っております。私自身も住民さんのご相談でちょっとお尋ねしたときも、その場でアドバイスも頂いてたんですけども、現場に見に行っていて、またこういうふうにしたらいよということもアドバイスを頂いたり、それはすぐにおっしゃってたんじゃないくて、後から聞いたら、現場も見に行ってくれてたということもあったんですね。そういうことから、教育長という立場は今までとはまた違う立場ではあると思うんですが、またこれまで同様に、そういうふう我真面目に向かわれていくんじゃないかなというふうに思っております。

新たな立場ではありますが、全てはこれからというふうに私は思っております。今まで同様に真面目にさせていただいて、またしっかりと子どものために、子どもの立場に立って、子どもを一番に考えていただいて、独りよがりではなく、いろんな意見もしっかりと耳を傾けていただけることも要望して、賛成の立場で討論させていただきます。

委員長（前川和也議員）

他にありませんでしょうか。

（な し）

委員長（前川和也議員）

なきようですので、討論を終結いたします。

賛成討論、反対討論ありましたので、起立により採決を行います。

議案第20号 忠岡町教育長の任命について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立少数）

委員長（前川和也議員）

起立少数です。

よって、議案第20号は否決されました。

委員長（前川和也議員）

続きまして、議案第23号 忠岡町子ども医療費の助成に関する条例の一部改正についてを、担当課より説明を求めます。

健康こども課（谷野彰俊課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

谷野課長。

健康こども課（谷野彰俊課長）

議案書の11ページをお願いいたします。議案第23号、忠岡町子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について、ご説明させていただきます。お手元にご配布しております資料番号議案第23号健康こども課資料1、忠岡町子ども医療費の助成に関する条例の一部改正についてをご覧ください。

本件は、大阪府において大阪府福祉医療費助成制度の再構築について平成30年4月1日に施行された際、大阪府が市町村に対し補助金の交付を目的とした大阪府市町村乳幼児医療費助成事業費補助金交付要綱の改正がなされました。その際、町の子ども医療費の助成に関する条例を平成30年4月1日施行に向け一部改正を行いましたが、町の独自施策である子ども医療費助成に係る入院時食事療養費について誤って助成の範囲から削除したため、今回、本来の姿に戻すため改正を行うものです。

改正の内容につきましては、第1条の2、用語の定義において、第3号に医療費の助成内容について記載をしておりますが、医療費の助成対象として入院時食事療養費を加えるものでございます。

今回の条例を改正することにつきまして、平成29年9月議会において誤った内容で議員皆様に議決を頂いたこと、また現在に至るまで欠落を見落としていた点につきまして、深く反省しております。申し訳ございませんでした。

改正による影響でございますが、平成30年4月1日以降、条例の規定上、入院時食事療養費について助成の範囲から欠落しておりましたが、本来助成すべき対象者に助成を行っており、住民に対し不利益があったものではございませんので、影響はございません。

施行期日につきましては、公布の日から施行するものであります。

お手元にご配布しております資料番号議案第23号健康こども課資料2、忠岡町子ども医療費の助成に関する条例新旧対照表を添付しておりますので、後ほどご高覧ください。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長（前川和也議員）

説明は、以上のおりです。

ご質疑をお受けいたします。三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

1点お聞きします。先ほどの説明の中で誤って削除したというお言葉やったんですけど、それは具体的にどういう流れで削除してしまったのかということをお教えいただけますか。

健康こども課（谷野彰俊課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

谷野課長。

健康こども課（谷野彰俊課長）

この平成30年4月1日に条例改正をするときに、府の補助金の交付要綱の中で、それに倣って条例改正を行いました。まず助成対象になるものが、訪問看護ステーションを行う訪問看護の部分が、その当時助成対象になりました。逆に、助成対象から外れた部分について、精神病床の入院の部分が助成対象になりました。この2つを加えて、1つを対象外にする条例改正を行う際に、入院時食事療養費の規定の部分につきまして削除してしまったという流れでございます。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

勘違いして、もうこれはなくなるものやと思って削除してしまったということですね。たまたま何か技術的に消してしまったとか、そういうわけではないということですか。

委員長（前川和也議員）

谷野課長。

健康こども課（谷野彰俊課長）

この改正をする際に、本来残しておくべきもののところを削除してしまったという、誤って削除してしまったというところでございます。

委員長（前川和也議員）

他に、いかがでしょうか。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

今の三宅委員の、ちょっと続きなんです。その削除をしてしまったというところで、本来残さなければいけないものを、なくなるものであろうとして削除したんじゃなくて、全くそれをしないで、どうやって削除されたのか、ちょっとそここのところがよく認識が分からないですけど、もう一度説明お願いできますか。

健康こども課（谷野彰俊課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

谷野課長。

健康こども課（谷野彰俊課長）

その当時の条文改正する際の事務处理的なことはあれですけども、もともとこの大阪府の補助金の助成要綱につきましては、大阪府は市町村に対して、この乳幼児食事療養費というのは、助成はもともととしてはらないというところがございます。で、ここは市町村で単費でやってるところでございます、もともと大阪府が助成対象でないというところがございますので、そこをそれに倣って同じようにしてしまったのかなという。推測でしかちょっとあれですけど、もともと大阪府は持ってない補助金になりますので、そこを本町はもともとから単費で助成をしてきたというところですので。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

そうしましたら、町独自でね、これはやっておられるというところで、府の福祉医療の改正、改悪があったときに、誤って削除してしまったと。ということは、簡単に言うと人的ミスということによろしいのでしょうか。

健康子ども課（谷野彰俊課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

谷野課長。

健康子ども課（谷野彰俊課長）

そのとおりでございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

そうしましたら、ただ、その後も対象者にはこの入院時食事療養費はずっと出しておられたというところで、対象者に影響はないと、住民に不利益がなかったということでありましてけれども、この条例になかったのにこれを出していたというところで、何を根拠で支給をしていたのかというところなんです、それについてはいかがでしょうか。

健康子ども課（谷野彰俊課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

谷野課長。

健康子ども課（谷野彰俊課長）

本来、助成につきましては条例に基づいて行うところではありますが、今回、規定がない中で助成をこれまでしてきたというところがございます。形式的にはそういうふうになると思われま。ただし、実質的には本来町として予算計上も行っておりますし、また広報におきましてもその当時、3月、4月におきましてはこの2つの、医療費助成の部分については変更になるという中で、入院時食事療養費につきましては入院の部分では助成していくという形をしておりますので、実質的には助成するというのもともと決めていたところがございますので、実質的には損害がないというところがございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

当時、谷野課長はその担当ではなかったから、その当時のこと分からないというふうには思うんですけども、やはりこういったミスはあってはならないものだというふうには思いますが、住民の不利益にならなかったというところはよかったですけれども、やはり当時の担当者に聞くなり、内部でのミスの原因とか原因の究明とか、そういったことは必要ではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

健康こども課（谷野彰俊課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

谷野課長。

健康こども課（谷野彰俊課長）

当然、担当の者にも確認はしてるんですけども、恐らく当時は、先ほどもご説明させていただいたように、大阪府には助成の部分ということではここは載ってなかったと、助成の対象ではなかったというところを、ちょっとそのまま、同じような形で処理してしまったというところになってくるのかなということがございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

今後こういったことがないように、やはり条例を付け足したり削ったりするのは、何人かの職員さん、部課長さんとかがずっと目を通していかれるわけですし、判こも押されるか、ちょっとそこは私、分からないですけど、目も通され、数人の方が目も通していかれると思いますので、今後はこういったことのないように気をつけていただきたいというふ

うに思います。

以上です。もし一言あれば。

健康こども課（谷野彰俊課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

谷野課長。

健康こども課（谷野彰俊課長）

今後このようなことがないように注意して事務処理してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

委員長（前川和也議員）

他に、質疑はありますでしょうか。

委員（二家本英生議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

副委員長。

委員（二家本英生議員）

すみません。話を伺うとやっぱりその当時、条例を改正したときに削除してしまったということなんですけども、これ平成30年なので、今、令和6年なので、6年間このままだったんですけども、その間多分、ここの子どもの医療費助成に関しては3回ぐらい、年齢の引上げとかで改正されてるとは思うんです。で、そのときにこの条例の中身を全文にわたって確認したことってあったんでしょうか。

健康こども課（谷野彰俊課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

谷野課長。

健康こども課（谷野彰俊課長）

議員おっしゃる改正をしている際にここに気づかずにこれまで来ているというところでございますので、確認が漏れていたということになります。

委員長（前川和也議員）

副委員長。

委員（二家本英生議員）

その辺りも先ほど河野委員もおっしゃってたんですけど、条例を変える際にはやっぱり当然いろんなほかの法令とか府の条例とかもいろいろ確認しないといけないところはあるんですけども、やっぱりその辺はチェックのほう、1人に関わるだけではなくて、やっぱり複数の目からチェックしていただいて、条例って一番大事なところなので、先ほども今

後ないようにということを話していましたので、これからももっとないような形できちんとしていただきたいと思います。

委員長（前川和也議員）

答弁要りますか。

もう答弁は結構ということでございまして、質疑はほかにありますでしょうか。

（なし）

委員長（前川和也議員）

なきようですので、質疑を終結し、討論を行います。討論はありますでしょうか。

（なし）

委員長（前川和也議員）

なしですね。では続きまして、討論はないということですので、採決に入ります。

議案第23号につきまして、原案のとおり可決することにご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（前川和也議員）

よって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

委員長（前川和也議員）

続きまして、議案第24号 忠岡町国民健康保険料条例の一部改正についてを、担当課より説明を求めます。

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

議案第24号、忠岡町国民健康保険料条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

議案書の17ページをお願いいたします。本件は国民健康保険料条例につきまして、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行により、令和6年4月から退職者医療制度が廃止されることを踏まえた所要の改正、及び大阪府国民健康保険運営方針に基づき令和6年4月から府内統一基準の保険料額となるため、国民健康保険料の端数処理に関して所要の改正を行うものです。

なお、議会上程がこの時期になった理由でございしますが、国民健康保険料の端数処理の改正に関する上程準備を進めていたましたが、この退職者医療制度の廃止に伴う厚生労働省保険局国民健康保険課の条例参考例等に関する通知が令和6年1月30日の発出となり、本町3月議会の当初案件としての準備期間の確保ができなかったため、今回追加議案として上程させていただいてますことをご報告申し上げます。

改正内容につきましてはお手元にご配布しております議案第24号保険課資料1によりご説明申し上げます。

では、資料1、忠岡町国民健康保険料条例の一部改正についてをご覧ください。

条例改正の背景でございます。退職者医療制度は会社などに長く勤めていた方が、医療の必要性が高まる退職後の医療費に係る保険者間の財政調整の仕組みとして昭和59年に創設された制度で、平成20年度の医療改革により廃止されましたが、経過措置として平成26年度までに新たに対象となった方が65歳に達するまでこの制度は続いていました。今回、この制度の対象者が全国的にいなくなったことにより、前倒しで廃止されることになりました。

次に、国民健康保険料の端数処理に関する条例改正の背景でございます。国の制度改革に伴い国民健康保険法82条の2に基づき大阪府国民健康保険運営方針が策定され、平成30年4月1日から大阪府と43市町村国保が大阪府で1つの国保として一体となり、共通認識のもと持続可能で安定的な国民健康保険制度を運営できるよう取り組んでまいりました。

本町におきましても平成30年度から市町村標準保険料率を採用してまいったところで、このたび、この運営方針は経過措置期間を終え、令和6年度から大阪府全域全市町村で、府内のどこに住んでいても同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料額となるよう統一されます。大阪府の全ての市町村の保険料水準の統一により、被保険者間の受益と負担の公平性の確保と、被保険者の負担軽減と持続可能な国保運営の実現が強化され、将来にわたり府内格差は是正され、安定した財政運営が持続可能となります。

今回の一部改正は、既に統一化している保険料率、賦課限度額に加え、国民健康保険料の端数処理に関する所要の改正を行うべく上程させていただいたものでございます。

条例改正の内容及び影響でございます。退職者医療制度の廃止に関しましては、国民健康保険料を算定する際の退職者医療制度に係る条文等の削除やそれに伴う条文の一部改正を行います。令和元年5月以降、本町内に退職者医療制度の該当者はいませんでした。

次の国民健康保険料の端数処理に関しましては、国民健康保険料の賦課額の端数処理を大阪府統一基準により1円未満切捨てとする一部改正を行います。

また、令和5年度の賦課までは医療分、支援分、介護分それぞれ100円未満の端数を切り捨てて賦課年額を算出していましたが、令和6年度より国民健康保険料の賦課年額が100円単位から1円単位となります。根拠法令は全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律、大阪府国民健康保険運営方針でございます。

条文の改正箇所につきましては、次のページの保険課資料2、忠岡町国民健康保険料条例（案）新旧対照表のとおりでございます。後ほどご覧ください。

説明は、以上のとおりでございます。

委員長（前川和也議員）

説明は、以上のとおりございました。

これよりご質疑をお受けいたします。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

今のご説明で、この資料を見ていて、退職者の医療制度の廃止と、それから保険料の端数処理、100円単位が1円単位になるという説明でありましたけれども、この条例で、この新年度は忠岡町、忠岡町というか大阪府下全部ですけれども、府内統一保険料になるということですね。まず確認です。

保険課（泉 亜希課長）

はい。

委員長（前川和也議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

おっしゃるとおり府内統一の保険料となります。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

それで、この説明の中ではなかったんですけども、先ほどの本会議では是枝議員からも質問があったところで、減免制度ね。忠岡町独自の減免制度があって、それがどういうふうになってどう変わるのかという、ちょっと説明をしていただきたいというふうに思います。

委員長（前川和也議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

所得減少の場合は、これまでは減免の対象期間につきましてはその年度内の申請であれば賦課当初まで遡って減免を適用していましたが、令和6年度からは大阪府統一基準での対応となるため、減免の申請のあった日の属する月以降、保険料を納付することが可能となるまでの間、ただし必要に応じては当該申請日の属する年度の翌年度末まで延長することができるようになるというふうに変更になります。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

そうしましたら、町独自の減免制度は遡って、例えば対象者はね、お聞きするところ、お給料が30%減ったりとか40%とか、いろいろ対象者はお給料が減るとか、あと失業したとか会社が倒産したとか、そういった理由で減免の対象になるということなんですけれども、例えば10月にそういった収入が非常に減った方が減免制度の申請をしたところで、今の本町の条例だとその年度、例えば4月まで遡っていただけるということなんですけれども、この新年度で完全に府内統一されると、この減免制度はそういった申請を出した、その月からしか減免が適用できないというところで、非常にね、やはりそれまで、例えば今言いましたように10月に申請したところで、それまでの保険料はそのままと、減免の金額でなくて、そのまま払わないといけないということで、大変になるというふうに思うんですね。それについてはいかがでしょうか。

委員長（前川和也議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

減免の対象となったときに直ちに申請していただけるようにということで周知はしてまいりたいというふうに考えております。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

そうしましたら、それに気づかれた方はよいけれども、後で気づいた方はもう数か月はそのまま、高い、減免していない金額を保険料、払わないといけないということになるというふうに思うんですね。

で、この令和5年度と6年度、だんだん値上がりしてきてるわけなんですけれども、やっぱり本町のこの減免制度ね。やはり大変な方は高い国保料ですので、この減免制度は残しておかないといけないということで、残しておくべきだというふうに、この部分ね。減免制度の部分ね。残すことはできるかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

保険課（泉 亜希課長）

はい。

委員長（前川和也議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

減免の制度につきましても保険料につきましても、大阪府の統一という形で対応はさせていただき予定としております。なお、保険料の対象になった、保険料を下げた分の金額につきましてもなんですけれども、令和6年度からはこの大阪府の統一の減免をすることで大阪府からの普通交付金の対象になるという形になりますので、財源の確保という部分もございまして、統一の減免の制度という形で、本町、準備中でございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

その府の制度に合わせた場合、減免を合わせた場合、府から交付金の対象となるというところではありますが、それは、それで助かるのは町であって、住民の方は収入が減った方は助からないといった制度であるというふうに思います。

それで、これまでも我が党は、基金がある、国保の基金があるので、引き下げにも使えるということは言うてきましたけれども、やっぱりそういったお金をね。お金があるのでやはり減免制度は今までのように残しておく、そういった努力が必要ではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

保険課（泉 亜希課長）

はい。

委員長（前川和也議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

減免の制度につきまして、大阪府の統一に合わす理由のもう一つの理由といたしましては、大阪府のほうの保険料率と事業費納付金を算定するに当たりまして、料率を算定するときに保険料減免費用の増という部分も含めて、このたび令和6年度より統一するということで保険料率、算定されておりますので、本町が減免の基準を合わせない場合は保険料率は上がったままで、本町の住民さんに対しての還元もないということになってしまうというふうに考えております。ですので、大阪府の基準に基づいて対応してまいりたいという部分になっております。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

全国的にも大阪府と奈良県だけが統一保険料ということで、全国一高い保険料となって

きてます。なるわけですね。で、令和5年度と、今度、新年度の6年度で保険料の値上がりというのは何%でしょうか。

委員長（前川和也議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

大阪府の資料になりますが、市町村別、1人当たりの保険料、統一保険料の比較といたしましては、府内全体の平均といたしましては伸び率2.02%となります。

すみません、令和5年度の伸び率、今持っておりませんが、令和5年度の保険料の収納必要額が16万2,417円でございます。令和6年度の大阪府本算定現在の保険料収納必要額といたしましては16万5,698円となっております。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

保険料の値上がりね。令和6年度は2.02%、上がり幅が少ないといってもやっぱり高い、もともと高い保険料ですので、2.02%上がるということで、あと令和5年度は分かりませんか。令和5年度はちょっと、大体9.9%ぐらいだというふうに聞いております。そうすると、令和5年度、令和6年度、連続値上がりですので、非常に高い保険料になるということで、モデル世帯で、これね、予算委員会の意見でも是枝議員が言わしていただけてますけど、4人家族で所得200万円で、子どもが2人の40代夫婦の4人家族で、この統一化がされる6年前と今度のね、現在と比較したら年間約6万5,000円、値上がってるということであって、所得の2割がもう国保料ということで大変苦しいというふうに思います。

ですので、今回、この資料では退職者医療制度の廃止と、あと保険料の端数処理に関する説明もありましたけれども、この中にはその減免制度の改悪、そして保険料統一化ということで値上がり、ずっとして、続けましたけれども、令和6年度もさらに値上がるということで、町独自の施策が全くないということで、この条例は大変悪いものだというふうに思います。

で、やはり基金が7,000万近くはありますので、やはりその基金を使って、やっぱり困った方の、やっぱり忠岡町は窓口で住民の方の顔も見られるわけでありますから、国保料ね、非常に高いので大変困っていると、そういったことでいろいろと相談も受けておられるというふうには思います。その点でもう一遍答弁をお願いしたいというふうに思います。いかがでしょうか。

保険課（泉 亜希課長）

はい。

委員長（前川和也議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

基金の使用につきましては、事業費納付金に充てるというものと保健事業に充てるというもの、あともう一つ、緊急の収入減のときに充てるものということになっております。本町の条例は以上のようになっております、あと大阪府の運営方針につきましても保険料を下げるために使うことはできないということで統一となっておりますので、本町におきましては本町の条例と国保運営方針に基づいて今後も対応してまいりますのでございます。

以上です。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

意見としてですけど、意見というか、やはり高い国保料ですので、そこは引き下げに努力していただきたいというふうに思います。

委員長（前川和也議員）

他に、ご質疑はどうでしょうか。

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

聞きたいんですけど、今の話をお伺いしてて、申請が何月になったとしてもトータルで減免される金額というのは変わらないんですよね。遡って4月からと、10回に分けて減免されてるというわけですよね。今までは。それが申請月からなんですけど、トータルで減免される金額というのは変わらないですね。

委員長（前川和也議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

申請されたとき以降が減免が適用される形になります。

委員（三宅良矢議員）

すみません、委員長。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

早く申請しないと、要は、損すると言ったら言い方は悪いですけど、なっていく仕組みになっていくということですか。分かりました。ありがとうございます。

委員長（前川和也議員）

他に、ご質疑はいかがでしょうか。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

副委員長。

委員（二家本英生議員）

先ほどのやり取りを聞いてたんですけども、そもそも忠岡町の独自施策である減免制度なんですけど、これは本当にあつたらすごいありがたい制度やったと思います。ただ、今回、大阪府の統一保険料に合わすということで、町独自の施策はできないと。で、その理由というのは、大阪府から減免した金額が交付金として下りてくるから、もう全てその制度に合わせなきゃいけないという答弁だったと思います。

でも、やっぱりこれって、忠岡町にとつたらやっぱりどうしても住民に負担をかけることになってしまいますので、先ほどこの減免制度、もしそのまま継続するんであれば当然、その大阪府の保険も保険料もちょっと負担かかるので、保険料率が上がる可能性もあるということをおっしゃってたんですけども、やっぱり減免というのはすごい大事なところで、どうしても一番困ってるのは、そのときに収入がなくなったりとか、そういった方々がやっぱり保険料、でも保険を使わなくてはいけないということで、やっぱりその減免制度があればやっぱり経済的負担もなくなりますし、そういった意味でこれ、本当にどうしても町独自の施策というのは組めないものでしょうか。

保険課（泉 亜希課長）

はい。

委員長（前川和也議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

先ほど申しあげましたように本町独自でというのは、今のところ対応する予定はないのですけれども、そのような、今議員おっしゃってくださったようなご意見というのはやはり頂戴することもあると思うんです。で、そのような場合なんですけれども、大阪府のこの運営方針の、実際の運営に当たりましては、大阪府と代表の市町村で構成する大阪府市町村国民健康保険広域調整会議というものがあつまして、この中で財務のワーキングですとか、あと事業のワーキングがあるんですね。その中で、いろんな事業につきましても、これでいいのかとか、あと今後これをどういうふうに変えていくほうがいいのかとか、そういう協議をする場というのはございますので、いつまでもこのやり方がずっとそのま

ま続くとか、そういうものではなくて、その時々で各市町村からのそういう課題などを一旦吸い上げて協議する場というのはございますので、今後のこの減免などですね。そういう対応につきましてもそのような機会、大阪府全体でどうしていこうかというふうな協議はさせていただく形にはなっていくと思いますので、そのようにご理解いただけたらと思います。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

副委員長。

委員（二家本英生議員）

大阪府としても多分今回、統一保険料が今回初めてになるので、そういった声、多分各市町村で減免制度がされているところというのは、今までの減免制度、なぜ使われへんのかという声、恐らく出てると思います。多分担当課のほうでもそういった横のつながりでそういう話、聞かれてると思います。

やっぱりそういった中で、本来であればこの制度をスタートさせる前にもうちょっと議論、その広域の中でもワーキンググループの中でも議論していただいて、やっぱり今、こういうことで困っていることになるという意見があるのであればね、本来であればこのシステムをスタートする前に、やっぱりそれぞれが各市町村で大阪府に訴えていって、やっぱりこの、少しでも負担が少なくなるような制度設計を大阪府にも求めていっていかないといけないと思うんです。で、その点について忠岡町の担当課としてはどうのお考えでしょうか。

保険課（泉 亜希課長）

はい。

委員長（前川和也議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

そうですね。おっしゃるように今までのやり方と、あと今後のやり方という部分につきましては、これからもずっと協議は続くと思います。ただ、平成30年度から運営方針はスタートしておりまして、本町もこの6年間につきましては町独自の減免というところで頑張ってきたものはございますので、今回は完全統一という形になりますので、このタイミングで減免などにつきましても併せて改正をさせていただくというものでございます。

以上です。

委員長（前川和也議員）

いいですか。他に、ご質疑はいかかでしょうか。

三宅委員、どうぞ。

委員（三宅良矢議員）

とすると、1回目の多分賦課かけられるの、6月かな、やと思うんですけど、これって6月のいつまでが大体リミットみたいになるんですか。いつ頃その情報を知って、あ、自分は対象になると。で、申請はいつまでが1回目のリミットだというのは大体。

保険課（泉 亜希課長）

はい。

委員長（前川和也議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

一番早いタイミングでは6月に賦課しますので、6月という形になります。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

6月末ということですね。分かりました。ありがとうございます。

委員長（前川和也議員）

他に、いかがでしょうか。

（な し）

委員長（前川和也議員）

なきようですので、質疑を終結いたします。

続きまして、討論はございますでしょうか。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

反対討論ですね。副委員長、どうぞ。

委員（二家本英生議員）

議案第24号、忠岡町国民健康保険料条例の一部改正について、反対討論を行います。

国保都道府県統一化によって、もともと高かった国保料が来年度より統一料金となります。しかし、現状を見ると、市町村別によって地域の医療格差があり、病院に行くことを我慢している方もいらっしゃいます。それを補うのが市町村単位での取組であって、よって、いまだに国保事業の主体は市町村にあります。今回の端数処理によって国保料金は1円単位となることによって、もともと高過ぎる国保料にさらなる上乘せになり、より一層負担となってきます。

その上、今回の条例改正では出ていない部分ではありますが、減免制度についても今まで町制度で遡及、遡って減免できた分が今回の改正、統一化によってなくなる、そのことも踏まえてこの議案については反対いたします。

委員長（前川和也議員）

次に、賛成討論はありますでしょうか。

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

賛成いたしますが、大きく仕組みが変わりますので、その部分の、特に支払いリミット、申請リミットですね。そのようなところをできるだけ漏れないように、強く願いたいと思い、賛成いたします。

以上です。

委員長（前川和也議員）

他に、討論はありますでしょうか。

（なし）

委員長（前川和也議員）

なきようですので、討論を終結し、採決を行います。分かれましたので、起立により採決を行います。

議案第24号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

委員長（前川和也議員）

起立多数により、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

委員長（前川和也議員）

続きまして、議案第26号 令和5年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）についてを、担当課より説明を求めます。

保険課（泉 亜希課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

議案書の31ページをお願いいたします。議案第26号、令和5年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

第1条は歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、予算に関する説明書の5ページをご覧ください。今回の補正は保険給付費等交付金、普通交付金の精算等による収入減が見込まれるため、国民健康保険事業財政調整基金繰入金を計上し、財源更正を行うものでございます。さきの補正においては国民健康

保険料の収入減に対して基金繰入金、基金繰入の補正をさせていただいておりましたが、今回、その後の令和6年2月27日付大阪府通知により変更交付申請前の調書を作成していたところ、年度末までの推計を加えた最終の見込額を試算する中で保険給付費等の一部の精算等による収入減がさらに生じることが判明しました。そのことにより保険給付費等交付金の減額補正及び国民健康保険事業財政調整基金繰入金の計上に伴う財源更正が必要となり、追加の議案として上程させていただくものでございます。

内容につきましては事項別明細書によりご説明申し上げます。

議案書の34ページをお願いいたします。歳入につきまして、第4款 府支出金、第1項 府補助金、第1目 保険給付費等交付金で1,800万円の減額は、普通交付金でございます。

第6款 繰入金、第2項 基金繰入金、第1目 国民健康保険事業財政調整基金繰入金で、補正額1,800万円の追加は、国民健康保険事業財政調整基金繰入金でございます。

議案書の35ページをお願いいたします。第2款 保険給付費、第1項 一般被保険者療養諸費、第1目 一般被保険者療養給付費及び次の第4項 第1目 一般被保険者高額療養費、さらに第5款 第2項 保健事業費、第1目 保健衛生普及費で、歳入の普通交付金の減額及び国民健康保険事業財政調整基金繰入金の増額による歳出の財源更正でございます。

説明は、以上でございます。

委員長（前川和也議員）

説明は、以上のおりです。

ご質疑をお受けいたします。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

精算等の収入の減があったということなんですけど、35ページの歳出のところ3目ね。いろいろと、600万、1,000万、200万というふうに、府支出金が減ってるわけなんですけど、なぜこういうことになったのかという説明を、もうちょっと詳しくお願いできますでしょうか。

委員長（前川和也議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

すみません、35ページ、こちらのほうは財源更正という形になるので、歳出のほうで

の補正額は変わらないんですけれども、まず高額療養費につきましては医療費が高額になったときに限度額を超えた分を高額療養費で支給させていただくものなんですけれども、こちらは受診した月からお返しまでには早くとも半年ぐらいお時間いただくこともございます。

併せて、保険者として、重度障害者医療等医療、ひとり親家庭医療、子ども医療の各福祉医療に対しまして、各福祉医療がそれぞれの負担すべき制度上の限度額を超えて被保険者に返還した給付費の精算も行っております。で、この精算が翌年度の処理となり、例年は国保会計の歳入全体の中で受け込み対応しておりましたが、今回は収入減によりカバーできない状況となっております。

あともう1点、大きなものとしましては第三者求償というのがございます。こちらは、市町村が被保険者に対して直接支払った療養費等の普通交付金として、大阪府に対して請求することができるんですけれども、この第三者求償返還金はそれとは反対に、交通事故などの事故の加害者ですね。保険会社とかが多いんですけれども、そちらの側に損害賠償として被保険者の治療費を負担していただくことになるんですけれども、それで一旦、忠岡町国民健康保険が治療費を支払っていた場合は、その費用は忠岡町に返ってくるようになりますので、忠岡町から大阪府に返すこととなります。で、この費用の返ってくるタイミングが、事故の過失割合などが確定した時期によりますので、今回の場合はこれを令和5年度に精算することになったというものになっております。

以上です。主なものは以上です。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

主なものの説明を頂きました。いろいろと限度額を超えたもので、半年後に計算されるとか翌年度に計算されるとか、そういった理由がいろいろとあって、今回この交付金、1,800万円を基金から入れて、府にお返しするという形になるんですかね。ですか。じゃない。

保険課（泉 亜希課長）

そうですね。そのような形、その精算という形に。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

府の精算ということですね。そしたら今、交通事故のことも、第三求償というんですかね。返還金の、ちょっと聞き慣れない名前なんですけど、交通事故なんかは保険も利きませんので、かなり治療費がかかると思うんですけれども、一旦、治療費が保険会社から町のほうに入ってきて、この今度入ってきた場合、府にお返しするところの説明であったというふうに思うんですけれども、今回その値も、それも大きかったんですかね。金額的にどうでしょうか。

委員長（前川和也議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

そうですね。その被保険者の方の事故の具合にもよりますので、本町として見込むというのはなかなか難しいものになります。あとは事故の過失割合が決まるまでに、なかなか年単位でお時間がかかる場合もケースとしてはございますので、その分一旦、忠岡町国保として保険、健康保険証を使ってかかった医療費というのが、精算というのが1年以上たってから精算という場合もございます。今回のちょっと件数とか、かなり少ないので、詳細な事情というのはちょっと申し上げにくいんですけれども、住民さんの事故による精算が遅くなったという、そのような形にはなっております。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

そうしましたら、今回のこの補正予算は府が計算間違いしたということではないということですね。

保険課（泉 亜希課長）

はい。

委員長（前川和也議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

そうです。府の計算間違いではなくて、事後の精算が多かったというものになります。

委員長（前川和也議員）

他に、ご質疑はありますでしょうか。

（な し）

委員長（前川和也議員）

なきようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論はありますか。

（な し）

委員長（前川和也議員）

討論はありませんので、これより採決を行います。

議案第26号 令和5年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり可決することにご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（前川和也議員）

異議なしと認め、議案第26号は可決されました。

委員長（前川和也議員）

以上で、本委員会に付託を受けました議案4件について議了いたしました。

本日の審議経過並びに結果については、後に行われる本会議におきまして委員長報告を行いますので、皆様方、ご協力をよろしくお願いいたします。

委員長（前川和也議員）

閉会に当たりまして、町長よりご挨拶を頂きます。

町長（杉原健士町長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

町長。

町長（杉原健士町長）

慎重にご審議いただきまして誠にありがとうございました。続いてまた本会議があるわけでございますけれども、どうか皆様方におかれましては、ご賛同、ご可決に關しましてはよろしくご協力のほどをお願いいたしまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

委員長（前川和也議員）

ありがとうございました。

以上で福祉文教常任委員会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

（「午後2時40分」閉会）

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和6年3月22日

福祉文教常任委員会委員長 前川和也

福祉文教常任委員会委員 河野隆子